

## 沖縄アリーナネーミングライツパートナー募集要項

### 【目的】

沖縄アリーナはプロスポーツやコンサート等を“観る”ことに重点を置き、プロスポーツ興行やコンサートなど全国的なイベントを誘致するために整備された県内最大の多目的アリーナです。すり鉢状に配置された客席やセンタービジョンにより一体感を高め、観客が熱気と喜びを共有できる空間設計のほか、さまざまなイベントに対応する多様な会場レイアウトに加え、来場者の満足度を高める様々な工夫、最新の機器を備え質の高いエンターテイメント体験を提供することができるアリーナとなっております。

沖縄アリーナはコロナ禍の令和3年3月に供用開始し、令和3年度は約17万人、令和4年度は約42万人もの来場実績があり、令和5年度については約57万人の来場を見込む本市のランドマークとなる施設となっております。今後とも多くの来場者に感動を与え、さらなる本市発展の起爆剤としての活用を目指すとともに、沖縄アリーナ等の施設設備の維持、更新に要する財源確保を目的に沖縄アリーナの愛称を命名する権利等（ネーミングライツ等）について、下記の通りネーミングライツパートナーを募集します。

### 1) 対象施設

- ①施設名：沖縄アリーナ
- ②所在地：沖縄市山内一丁目16番1号

### 2) 募集条件

- ①沖縄アリーナネーミングライツパートナー募集の目的に賛同する法人とします。
- ②ネーミングライツ料（希望額）  
年額5,000万円以上（消費税及び地方消費税を含む）
- ③希望契約期間  
契約期間は3年以上10年以内でご提案下さい。

### 3) 応募資格

令和6年3月1日時点で、日本国内に本社を有する法人で沖縄アリーナのネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人であることとします。ただし、以下に該当する者を除きます。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により沖縄市における一般競争入札の参加を制限されているもの。
- ②沖縄市から指名競争入札の参加資格の停止の措置を受けているもの。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしているもの、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしているもの。
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規定される業種の営んでいるもの。
- ⑤貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営んでいるもの。

の。

⑥たばこ製造業者並びにたばこ製品の卸売業者及び輸入業を営んでいるもの。

⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員等が代表者等（役員及び経営に事実上参加している者）となっているもの又は同法に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有しているもの。

⑧国税及び地方税を滞納しているもの。

⑨政治性又は宗教性のある事業を営んでいるもの。

⑩その他ネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと市が認めるもの。

#### 4) 命名権に関する条件

①沖縄アリーナの「愛称」として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。なお、市民や来場者にとって親しみやすく、呼びやすく、沖縄アリーナにふさわしい名称を本市と協議の上決定することとします。

なお、次のいずれかに該当すると認められるものは、愛称として使用できません。

ア 法律、条令及び規則等に違反するもの。

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの。

エ 政治性又は宗教性のあるもの。

オ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの。

カ 当該愛称の内容が、市民等の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの。

キ 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの。

ク 個人の氏名等。

ケ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの。

②名称に「沖縄」及び「アリーナ」の文字をいれること。

※表記は漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字等でも可能です。

③本市と協議の上、愛称看板等に法人が使用するロゴを入れることができます。

④愛称看板等の意匠・構造・設置方法・設置箇所数については、本市と協議の上決定することとします。

⑤施設利用者等の混乱を避けるため、契約期間内における愛称の変更は原則行いません。

⑥募集する名称は、本施設の愛称であることから、条例で定めている施設の名称変更するものではありません。

⑦商標権、肖像権、著作権などの権利関係については、応募者側において問題を解決し対応すること。これらに関する紛争が生じた場合は、応募者側の責任において解決するものとし、本市は一切の責任を負いません。

## 5) 愛称看板のイメージ (案)

① 沖縄アリーナ正面 (ショップ底上部)



- ① サイズ  
縦 約1.0m×横 約15.0m
- ② 施工条件
- ・既設の鉄骨へ金具等を用いての取付とします。施設の改修、修繕等を考慮し、取付、取り外しができる仕様とします。
  - ・台風等の影響を受け、安全対策が懸念されるため、万全な施工を検討すること。
  - ・照明光量 (まぶしい) や点滅は避ける (通行者や周辺住宅等への配慮) を要します。

② 沖縄アリーナ裏 (沖縄自動車道側壁面)



- ① サイズ  
縦 約3.5m×横 約15.0m
- ② 施工条件
- ・壁面へのフィルムラッピングによる施工とします。
  - ・照明器具の設置については、本市と協議の上決定します。
  - ・照明光量 (まぶしい) や点滅は避ける (高速道路利用者への配慮) を要します。
  - ・台風等の影響を受け、安全対策が懸念されるため、万全な施工を検討すること。

③ 沖縄アリーナ内センタービジョン上部



- ① サイズ  
縦 約1.0m×横 約11.0m
- ② 施工条件
- ・既設センタービジョンのフレーム部分に金具等を用いての取付とします。なお、メンテナンス等を考慮し、容易に取付、取り外しができる仕様とします。
  - ・イベント演出等における調整が必要となるため、映像音響調整室にて、看板照明のオンオフ、明暗等の調整ができるようにすることとします。
  - ・安全対策が懸念されるため、万全な施工を検討すること。

その他の場所についても広く提案を受け付けますので、掲載案や設置手法等を検討の上ご提案ください。

## 6) パートナーメリット

### ① 施設への愛称看板の設置及び宣伝効果

沖縄アリーナへの愛称看板を設置することが可能です。愛称看板の設置により沖縄アリーナで開催されるイベント等を通して来場者や各種メディア、ライブ配信サービス、SNSなどでの露出されることにより、企業名やブランド名などの宣伝効果が期待されます。

## ②施設利用権

ネーミングライツ期間に応じた施設利用権を付与します。

1年あたり2日間（例：5年の場合10日間）

※施設利用予約が無い日に限ることとし、別途日程調整の上、利用権を付与することとします。

## 7) ネーミングライツ料以外の費用負担等

①愛称看板の設置に関する設計費、製作費、工事費等の設置費用及びその他愛称看板等の維持管理要する費用、契約期間終了後の原状回復に要する費用については、ネーミングライツパートナーの負担とします。

②設置した愛称看板等により第三者に損害を与えた場合、また愛称が第三者の商標権等の権利を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

③その他本件に係る一切の費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

## 8)留意事項

①愛称看板の設置にあたっては、設計事務所等を参画させるなど、安全対策について十分考慮の上設置すること。

②自然災害等による施設の閉鎖、施設利用者の減少等によるネーミングライツ料の減額は行いません。

③施設内にネーミングライツとは別に他社の広告が掲示されることがあります。

④催事内容や施設利用者(主催者)の意向により、愛称看板等の目隠し(マスキング)や取り外しが行われることがあります。

## 9)応募方法等

### (1) 応募方法

持参、書留又はメールにて提出すること。(提出期限内必着)

なお、メールにて応募資料を提出する場合で、選考の結果ネーミングライツパートナーとして決定した場合には、改めて提出書類(原本)の提出を求めます。

### (2) 応募期間

令和6年3月1日(金)～ 令和6年5月15日(水)

(8時30分～17時15分(12時～13時を除く)、土日、祝祭日及び臨時の閉庁日を除く)

### (3) 提出書類

① 沖縄アリーナネーミングライツパートナー応募申込書(様式第1号)

② 愛称看板の設置・管理に関する提案書(様式第2号)

③ 会社の概要・直近3期分の決算報告書・財務諸表

④ 登記事項証明書(商業登記簿謄本の写し)

⑤ 印鑑証明書

⑥ 直近年度の国税、地方税の滞納がないことの証明書

(4) 提出部数

提出書類を各1部

(5) 提出先

〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市役所 企画部 プロジェクト推進室 担当：山田・新垣

メールアドレス：a27project@city.okinawa.lg.jp

(6) 留意事項

①応募申込に係る費用等は応募者の負担とし、提出された書類等は返却しません。

②提出された書類に虚偽の記載があった場合、応募資格が無いことが判明した場合、その他不正があった場合は失格とします。

③提出された書類は行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び沖縄情報公開条例の規定により、公開の対象となる可能性があります。

10) 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

本件に関する質問については、沖縄アリーナネーミングライツパートナー応募に係る質問書(様式第3号)に簡潔にまとめ、下記までメールにてご提出をお願いします。なお、電話や来訪等、口頭による質問は受け付けません。

(2) 質問期間

令和6年3月1日(月)～ 令和6年5月8日(水)

(3) 提出書類

沖縄アリーナネーミングライツパートナー応募に係る質問書(様式第3号)

(4) 提出先

アドレス：a27project@city.okinawa.lg.jp

沖縄市役所 企画部 プロジェクト推進室 担当：山田・新垣

(5) 回答

質問への回答は随時沖縄市ホームページに掲載します。

また、全ての質問に対する回答を令和6年5月15日までに沖縄市ホームページに掲載します。

## 1 1) 施設見学

### (1) 日時

令和6年3月1日～4月30日までの原則月曜日、木曜日とします。(祝日を除く)  
ただし、施設の利用状況を確認し、施設見学の受け入れが可能であれば受け入れを行います。

### (2) 参加手続き

参加を希望する法人は、ご希望日の1週間前までに沖縄アリーナ施設見学申込書(様式第4号)に所定事項を記載し、メールにてお申込み下さい。

### (3) 送付先アドレス

a27project@city.okinawa.lg.jp

### (4) 留意事項

①ご希望日や希望時間帯での対応ができない場合がありますので、予めご了承下さい。

## 1 2) ネーミングライツパートナー募集スケジュール

(1) 応募募集期間 令和6年3月1日～令和6年5月15日

(2) 質問受付期間 令和6年3月1日～令和6年5月8日

(3) 施設見学 令和6年3月1日～令和6年4月30日  
上記期間の毎週月曜日、木曜日を予定

(4) 質問回答(HP掲載) 募集期間内において随時回答

(5) 一次審査 令和6年5月下旬を予定

(6) 二次審査(書類選考) 令和6年6月上旬を予定

(6) 結果通知 令和6年6月中旬を予定

(7) 候補者との協議 令和6年6月中旬を予定

(8) 契約締結 令和6年6月下旬を予定

## 1 3) 審査選考方法

(1) 選考委員会を設置し、審査選考基準に基づき評価を行い、ネーミングライツパートナー候補者の選考を行います。

(2) 最優秀候補者は市との優先交渉権を有しますが、交渉過程において協議が成立しな

い場合は、次点候補者を候補とし協議を行います。

(3) 応募が一社の場合でも、選考委員会において市のネーミングライツパートナーとして適正に審査を行います。

#### 1 4) 審査選考基準の概要

##### 一次審査

項目	審査項目	備考
一次審査	応募資格の適否 命名権に関する条件の適否 提出書類等の適否	

##### 二次審査

項目	評価項目	配点
二次審査	ネーミングライツ料（年額）	65
	提案期間	20
	経営状況等	15
合計		100

#### 1 5) ネーミングライツパートナーの決定及び公表等

##### (1) ネーミングライツパートナーの決定

選考委員会による審査選考結果をもとに、候補者との協議が整った後、ネーミングライツパートナーとして契約を締結します。

##### (2) ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツ契約締結後、市ホームページ等において、ネーミングライツパートナーの名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を公表します。

#### 1 6) 契約の解除

(1) ネーミングライツパートナーの社会的信用失墜行為等に伴い、施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合、市は契約を解除することができる。この場合、契約解除に伴う原状回復等に必要費用はネーミングライツパートナーの負担とします。